



吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 10 月 1 日

北海道電力株式会社

北電興業株式会社

2021年10月1日

吸収分割に係る事後開示事項

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕



札幌市中央区北1条東3丁目1番地の1
北電興業株式会社
代表取締役社長 恩村 裕之



北海道電力株式会社（以下、「北海道電力」といいます。）及び北電興業株式会社（以下、「北電興業」といいます。）は、2021年5月27日付で北海道電力と北電興業との間で締結した吸収分割契約に基づき、北海道電力が不動産賃貸事業（社宅・寮を含みます。）及び遊休不動産の活用に関連する事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を北電興業へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。本件分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 吸収分割会社における事項

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に該当することから、会社法第784条の2ただし書きにより、同条に定める請求を行うことができる株主は存在しません。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に該当することから、同条第1項に基づく株式買取請求を行うことができる株主は存在しません。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過

北海道電力は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）による手続の経過

北海道電力は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2021年8月17日付の官

報及び電子公告により債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項に基づく異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）による請求に係る手続の経過

北電興業は、北海道電力の完全支配子会社であるため、会社法第796条の2の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

北電興業は、唯一の株主である北海道電力が特別支配会社に該当するため、会社法第797条の規定による手続を行っていません。

(3) 会社法第799条の規定（債権者の異議）による手続の経過

北電興業は、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、2021年8月17日付の官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項に基づく異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

北電興業は、本件吸収分割の効力発生日である2021年10月1日をもって、吸収分割契約の定めに従い、北海道電力が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は42億45百万円（概算値）、負債の額は4百万円（概算値）となります。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2021年10月8日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

北海道電力は、本件分割の効力発生日の前日までに北電興業の全株式（自己株式を除きます。）を所有いたしました。これにより、本件分割の効力発生の条件を充たしております。

以上

